

試験分析目的での輸出入の円滑化について

平成29年11月
経済産業省・環境省

OECD理事会決定に基づく試験分析目的の輸出入の取扱い

- OECD理事会決定では、25kg以下のアンバーリスト対象物の試験分析目的の輸出入について、規制対象から除外できるとされている。
- EUでは、OECD理事会決定を踏まえて、物理的若しくは科学的性質を評価する、又は資源回収若しくは処分作業の適合性を決定するために、試験分析目的で25kg以下の廃棄物を輸出入する場合は、OECD加盟国間の輸出入を緩和するとともに、OECD非加盟国を含めたEU域内での輸出入についても、バーゼル条約上の事前の通告及び同意手続を不要としている。
- また、OECD非加盟国のシンガポールやフィリピンなどでも少量の試験分析目的の輸出入については、手続を不要とする運用が行われていることが確認されている。

[OECD理事会決定]

D. 黄級規制手続

(1) 条件

(c) 試験分析のための黄級廃棄物

加盟国は、廃棄物の物理化学的特性を評価するため、あるいは、廃棄物の回収作業の適性を決定するための分析試験を行うことが明らかである場合には、その廃棄物の越境移動を黄級規制制度の適用から除外することができる。適用除外される廃棄物の量は、各々の場合において分析を適正に実行するのに必要とする妥当な最低量によって決定されるが、25kg以下でなければならない。分析試料は、適正に梱包及び表示されていなければならない。本決定第Ⅱ章(1)(c)及び(d)で規定されている条件に従う。輸入国あるいは輸出国の権限ある当局が通報することが国内法で求められている場合には、輸出者は、当該分析試料の越境移動について権限ある当局に通報しなければならない。

我が国は先進的な有害廃棄物の適正処理技術を有することから、途上国等において処理することが困難な有害廃棄物を我が国の技術を使用して環境上適正に処理し、世界の環境負荷低減に貢献するため、我が国の循環産業の海外展開を促進している。

我が国の技術を外国において導入するためには、事前の実現可能性調査が求められ、処理対象となる有害廃棄物を少量のサンプルとして我が国に輸入して試験分析を行う必要が生じることがあり、これらの手続に長期間を有することからこれらの手続を簡素化する要望は大きい。

また、こうした輸出入を促進することは、我が国の有する廃棄物処理技術・再生利用技術の進展に寄与し、我が国の環境技術を用いて世界の環境負荷低減にさらに貢献することができることから、バーゼル条約の目的にも合致するものと考えられる。

以上より、試験分析目的の輸出入については、一部、規制対象外とする措置を含めて、手続の簡素化を行うことが妥当ではないか。

ただし、特にOECD非加盟国向けの輸出に関する手続の簡素化に当たっては、輸出先国によって制度が異なること等を踏まえ、簡素化が制度の抜け穴とならないよう、引き続きバーゼル法の規制対象とした上で、審査手続を簡素化することが必要ではないか。

試験分析目的での輸出入を行う場合の手続簡素化の方向性②（案）

OECD理事会決定やバーゼル条約締約国の状況等を踏まえ、以下のとおり対応することとしてどうか。

- OECD理事会決定に基づき、相手国がOECD加盟国の場合、有害廃棄物の重量が25kg以下であり、かつ物理化学的性質を評価する又は再生利用等若しくは処分作業との適合性を決定するための試験分析目的の輸出入は、バーゼル法の規制対象外とする。
- 相手国がOECD非加盟国の場合に、有害廃棄物の重量が25kg以下の上記と同様の試験分析目的の輸入については規制対象外とし、輸出についてはバーゼル法の規制対象とする。
- 有害廃棄物の重量が25kgを超える試験分析目的の輸出入は、相手国如何にかかわらず、引き続きバーゼル法の規制対象とするが、承認基準等の見直しにより手続の簡素化を図る。特に審査の厳しい輸出においては、特定有害廃棄物等の試験分析目的の輸出における環境大臣の確認すべき事項を整理する。

表 試験分析目的の輸出入に係る規制対象の整理（○：対象、×：対象外）

	輸入		輸出	
	OECD	非OECD	OECD	非OECD
25kg以下	×	×	×	○
25kg超	○	○	○	○

※左表の注釈

25kg以下・25kg超

→ 輸出入しようとする物の重量が、25kg以下か、25kgを超えるか

OECD・非OECD

→ 輸出入の相手国が、OECD加盟国か、OECD非加盟国か

特定有害廃棄物等の試験分析目的の輸出における環境大臣の確認事項は、下記のとおりとはどうか。

試験分析目的の環境大臣の確認事項及び提出書類のイメージ

確認基準	詳細な判断基準	提出書類
試験分析目的の輸出であり、当該試験分析が、有害廃棄物等の発生 최소화及び環境上適正な処理に資すること。	● 特定有害廃棄物等の物理化学的特性を評価するため、又は再生利用等若しくは処分作業との適合性を決定するための試験分析であること。 ● 当該試験分析が、環境上適正な廃棄物発生低減技術、再生利用等の方法並びに良好な管理及び処理の開発に資すること。	● 試験分析の目的、方法及び期間に関する書類
特定有害廃棄物等の量が試験分析に必要な最小限度であること。	● 試験分析の目的等に照らして、輸出する特定有害廃棄物等の量が必要な最小限度であること。	
特定有害廃棄物等の試験分析に伴い生じる残さの処理が輸出先国の国内法令に適合すること。	● 残さの処理が、輸出先国の国内法令に適合して行われると認められること	● 残さの処理方法がわかる資料
その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていると認められること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていることがわかる書類